

広島市規則第47号

令和8年3月31日

広島市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市財産規則の一部を改正する規則

広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に、「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に改める。

第22条第2項中「次に掲げる事項」を「その年の3月31日における現在高」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。